

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 屬 資 料

(11 月 25 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1 認定こども園の要件を定める条例 新旧対照表	1
2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	2
3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	4
4 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	9
5 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例 新旧対照表	10
6 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	11
7 指定障害児入所施設の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	13

1 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(法第3条第1項の要件)</p> <p>第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(法第3条第1項の要件)</p> <p>第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録</p> <p>（以下「保育士登録」という。）を受けていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）新旧対照表

改 正	現 行
(職員) 第8条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 (略)	(職員) 第8条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 (略)
備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表及び附則第9項において同じ。））を有し、かつ、保育士登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録をいう。以下この表において同じ。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2 (略)	備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表及び附則第9項において同じ。））を有し、かつ、保育士登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録）をいう。以下この表において同じ。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2 (略)
4～6 (略)	4～6 (略)
(虐待等の禁止) 第20条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他园児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第20条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
附 則 1～3 (略) (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 4 施行日から起算して12年を経過する日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認	附 則 1～3 (略) (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 4 施行日から起算して10年を経過する日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認

改 正	現 行
<p>定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができます。</p> <p>5~14 (略)</p>	<p>定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができます。</p> <p>5~14 (略)</p>

3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第9条 (略) (虐待等の禁止)	第1条～第9条 (略) (虐待等の禁止)
第10条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第10条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第11条～第14条 (略) (入所した者及び職員の健康診断)	第11条～第14条 (略) (入所した者及び職員の健康診断)
第15条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	第15条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断_____が行われた場合であって、当該健康診断__がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
(略)	(略)
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3・4 (略)	3・4 (略)
第16条～第24条 (略) (設備の基準)	第16条～第24条 (略) (設備の基準)
第25条 乳児院（_____乳児_____10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)	第25条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)
第26条 (略) (職員)	第26条 (略) (職員)
第27条 (略) 2 前項の家庭支援専門相談員は_____、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	第27条 (略) 2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
3～5 (略)	3～5 (略)
6 第1項の看護師は、保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の	6 第1項の看護師は、保育士（_____

改 正	現 行
規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える乳児院にはおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える乳児院にはおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。
7・8 (略)	7・8 (略)
第28条 (略) (乳児院の長の資格等)	第28条 (略) (乳児院の長の資格等)
第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）第22条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）第22条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者	(新規)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、児童福祉施設基準第22条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの	(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、児童福祉施設基準第22条の2第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの
2 (略)	2 (略)
第30条～第36条 (略) (母子生活支援施設の長の資格等)	第30条～第36条 (略) (母子生活支援施設の長の資格等)
第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設基準第27条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設基準第27条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	(新規)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の	(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の

改 正	現 行
<p>能力を有すると認める者であって、児童福祉施設基準第27条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第38条 第36条第1項の母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第39条～第56条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 前項の家庭支援専門相談員は_____、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第58条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設基準第42条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、児童福祉施設基準第42条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第59条 第57条第1項の児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p>	<p>能力を有すると認める者であって、児童福祉施設基準第27条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第38条 第36条第1項の母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第39条～第56条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 前項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第58条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設基準第42条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、児童福祉施設基準第42条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第59条 第57条第1項の児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
(4)～(10) (略)	(4)～(10) (略)
2 知事が前項第1号の指定を行う場合にあつては、当該指定は、児童福祉法施行規則 <u>別表第1</u> に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。	2 知事が前項第1号の指定を行う場合にあつては、当該指定は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表 <u>_____</u> に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。
第60条～第90条 (略) (職員)	第60条～第90条 (略) (職員)
第91条 (略)	第91条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第1項の家庭支援専門相談員は_____ _____, 児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいづれかに該当する者でなければならぬ。	5 第1項の家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u> 、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいづれかに該当する者でなければならぬ。
6・7 (略) (児童心理治療施設の長の資格等)	6・7 (略) (児童心理治療施設の長の資格等)
第92条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいづれかに該当し、かつ、児童福祉施設基準第74条第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u>	第92条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいづれかに該当し、かつ、児童福祉施設基準第74条第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (略) (新規)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、児童福祉施設基準第74条第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの	(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、児童福祉施設基準第74条第1項第4号に規定することも家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの又は社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの
2 (略)	2 (略)
第93条～第98条 (略) (職員)	第93条～第98条 (略) (職員)
第99条 (略)	第99条 (略)
2 前項の家庭支援専門相談員は_____ _____, 児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいづれかに該当する者でなければならない。	2 前項の家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u> 、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいづれかに該当する者でなければならない。
3～6 (略) (児童自立支援施設の長の資格等)	3～6 (略) (児童自立支援施設の長の資格等)
第100条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいづれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センター(第3号において	第100条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいづれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センター(第3号において

改 正	現 行
<p>「人材育成センター」という。) が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第101条 第99条第1項の児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>(3)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第102条 第99条第1項の児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第103条～第118条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 平成24年改正省令の施行の際現に存した旧法第43条に規定する知的障害児通園施設であつて、整備法附則第34条第2項の規定により新法第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法第43条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに係る<u>第81条第4項</u>の規定の適用については、同項中「児童の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「乳幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数」とする。</p> <p>10～18 (略)</p>	<p>「人材育成センター」という。) が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、社会福祉事業に関し相当の経験を有するものとして規則で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第101条 第99条第1項の児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(児童生活支援員の資格)</p> <p>第102条 第99条第1項の児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第103条～第118条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 平成24年改正省令の施行の際現に存した旧法第43条に規定する知的障害児通園施設であつて、整備法附則第34条第2項の規定により新法第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法第43条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに係る<u>第81条第3項</u>の規定の適用については、同項中「児童の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「乳幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数」とする。</p> <p>10～18 (略)</p>

4 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年神奈川県条例第16号）新旧対照表

改 正	現 行
(虐待等の禁止) 第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(職員) 第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する	(職員) 第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（_____） _____国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士_____. 次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
_____国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～4 (略)	2～4 (略)
(児童指導員の資格) 第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (略) (3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 (4)～(10) (略)	(児童指導員の資格) 第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (略) (新規) (4)～(10) (略)
2 知事が前項第1号の指定を行う場合にあっては、当該指定は、児童福祉法施行規則_____別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。	2 知事が前項第1号の指定を行う場合にあっては、当該指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表_____に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

5 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行												
第1条 (略) (設置等)	第1条 (略) (設置等)												
第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス（以下「施設障害福祉サービス」という。）等を行い、障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）の福祉の増進を図ることを目的として、次のとおり神奈川県立の障害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。	第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス（以下「施設障害福祉サービス」という。）等を行い、障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）の福祉の増進を図ることを目的として、次のとおり神奈川県立の障害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(削除)		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>神奈川県立中井やまゆり園</u></td><td>足柄上郡中井町境218番地</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>神奈川県立中井やまゆり園</u>	足柄上郡中井町境218番地	(略)	(略)
名称	位置												
(削除)													
(略)	(略)												
名称	位置												
<u>神奈川県立中井やまゆり園</u>	足柄上郡中井町境218番地												
(略)	(略)												
2 (略) 第3条～第11条 (略)	2 (略) 第3条～第11条 (略)												

6 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断 <u>等</u> の結果を把握しなければならない。	に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断 <u>等</u> の結果を把握しなければならない。
(略)	(略)
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3 (略) 第35条～第93条 (略)	3 (略) 第35条～第93条 (略)

7 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。	第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）	(3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（_____国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。	3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第29条第2項の表及び第53条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上すること。	(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（_____第53条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上すること。
(4) (略)	(4) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
第7条～第28条 (略) (障害児及び従業者の健康診断)	第7条～第28条 (略) (障害児及び従業者の健康診断)
第29条 (略)	第29条 (略)
2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定	2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定

改 正	現 行												
<p>にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	(略)	(略)	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____が行われた場合であって、当該健康診断_____がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断_____の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td></td></tr> </table>	(略)	(略)	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	(新規)	
(略)	(略)												
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断												
乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断												
(略)	(略)												
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断												
(新規)													
3 (略) 第30条～第42条 (略) (虐待等の禁止)	3 (略) 第30条～第42条 (略) (虐待等の禁止)												
第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。												
2 (略) 第44条～第59条 (略)	2 (略) 第44条～第59条 (略)												